

建築物の解体工事を行う場合

近隣への事前周知や届出が必要になりました

平成28年6月1日から「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱」の改正によって、解体工事に対する規制が強化されました。

改正後の主な要綱の内容は次のとおりです。

解体工事計画届出書の区長への提出

- 対象は、延べ床面積80m²以上の建築物の解体工事・改修工事とする。
届出内容は解体建築物の概要、近隣住民への説明会等の実施、掲示実施等です。

近隣住民への説明の実施

- 工事開始7日前までに近隣住民に対し説明会等を行う。実施範囲は敷地境界から15メートルまたは建築物の高さと同じ水平距離のうち長い距離です。

アスベスト使用有無の調査、報告、掲示

- 工事施工者はアスベストの使用の有無についての調査を行い、その調査結果を発注者へ報告する。
- 工事施工者はアスベスト調査結果等を現場に掲示する。

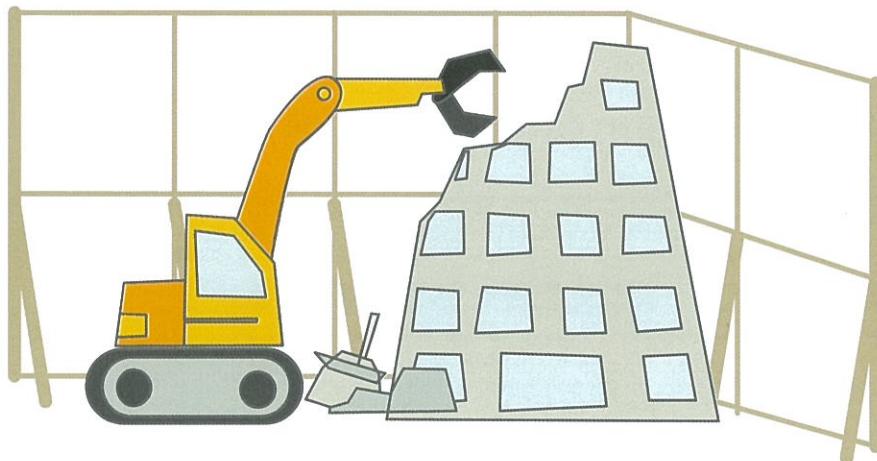
発注者等の責務

- 解体に用いる重機は低騒音型、低振動機型を使用し、ていねいな作業に努める。
- 仮囲いや養生シートを設ける。粉じん等が生じる場合には散水等粉じん対策に努める。

工事発注者、工事施工者の留意すべき事項

- ・解体工事で使用する機械は低騒音型、低振動型、排出ガス対策型を使用し、日頃から点検・整備を行い、騒音・振動・排気ガスなどの苦情の予防に努めましょう。
- ・重機など建設機械を使用する際には、ていねいな運転・操作に努めましょう。
- ・仮囲い、養生シートを設け、危害防止に努めましょう。また、2台以上の重機を使用するなど騒音・振動の発生が予想される場合、防音シート、防音パネルを設置しましょう。
- ・粉じん（ほこり）の飛散を抑えるために散水などを行ないましょう。

	実施期限	対象工事
アスベストの調査結果など工事概要の掲示	工事開始7日前まで	すべての解体工事
近隣住民への説明	工事開始7日前まで	すべての解体工事
解体工事の届出 (掲示、住民説明報告含む)	工事開始7日前まで	延べ床面積80m ² 以上の建築物の解体工事



問い合わせ先 杉並区環境部環境課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111(代)